

租税特別措置法（酒税関係）の改正について （酒場、料理店等の皆様へ）

平成20年4月30日より、

『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。

(注) 酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要ですが、平成20年度税制改正において特例措置が新たに設けられました。なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合等は、以前から例外的に新たな酒類の製造とみなされず製造免許が不要とされています。

▶ 特例措置の適用を受けることができる方

「酒場、料理店等酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる方。

(注) 酒場、料理店のほか、例えば、民宿、旅館、飲食店等が含まれます。

▶ 特例措置の適用要件

- ・ 酒場、料理店等の自己の営業場において飲用に供することを目的とすること。
- ・ 飲用に供する営業場内において混和を行うこと。
- ・ 一定の蒸留酒類とその他の物品の混和であること。

(注) 1 特例の対象は混和した営業場内において飲用に供する場にに限られます。したがって、例えば、テイクアウト品やお土産品などで営業場以外の場所において飲用されることとなる譲り渡し（有償、無償を問いません。）や混和した営業場以外の営業場で飲用に供することはできません。

2 酒類製造者が、酒類製造場において混和を行う場合は特例措置の対象となりません。

▶ 混和に使用できる酒類と物品の範囲

混和に使用できる「酒類」と「物品」は次表に記載のものに限られます。また、混和後、アルコール分1度以上の発酵がないものに限られます。

使用できる酒類	使用できる物品
蒸留酒類でアルコール分20度以上のもので、かつ、酒税が課税済みのもの 【蒸留酒類の品目】 <ul style="list-style-type: none">・ 連続式蒸留しょうちゅう・ 単式蒸留しょうちゅう・ ウイスキー・ ブランデー・ スピリッツ・ 原料用アルコール (注) 使用できる酒類は蒸留酒類に限られますので、清酒、みりん等を使用することはできません。	糖類や梅のほか次の「使用が禁止される物品」以外のもの 【使用が禁止される物品】 <ul style="list-style-type: none">・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ・ ぶどう（やまぶどうを含む。）・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす・ 酒類

▶ 年間の混和に使用できる酒類の数量の上限

混和に使用できる蒸留酒類の数量は、営業場ごとに年間（4月1日から翌年3月31日の間）1kℓ以内に限られます。

(注) 混和に使用する蒸留酒類の数量には、例えば、カクテル等の消費の直前に混和された数量は含まれません。

特例適用混和に当たっての必要な手続等については裏面を参照してください。

▶ 混和に当たって必要な手続等

・ 開始申告書の提出

新たに混和しようとする場合には、混和を開始する日の前日までに営業場の所在地を所轄する税務署長に対して「特例適用混和の開始申告書」を提出する必要があります。

また、混和を1年以上休止する場合又は終了する場合にも申告を行う必要があります。

(注) 経過措置として平成20年4月30日から平成20年7月29日までの間に混和を開始する場合は、平成20年7月29日までに開始申告書を提出してください。

【特例適用混和の開始申告書の記載例】

特例適用混和の開始・休止・終了申告書

不要文字を抹消してください

(住所) 〒100-0000 (電話) 03-0000局 0000番

平成〇〇年〇月〇日

申告者 (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 太郎

営業場を所轄する税務署長名 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号

〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号

法人の場合は代表者印を押印します。

ふりがなを忘れずに

記

営業場の所在地及び名称 居酒屋〇〇 大手町店 電話 03-(△△△△)-△△△△

混和の開始年月日 平成 〇〇 年 〇 月 × 日

混和を休止しようとする期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

混和の終了年月日 平成 年 月 日

混和の方法 連続式蒸留しょうちゅうに梅の実及び氷砂糖を加える。

混和の方法について、具体的に記入してください。

・ 混和に関する記帳

混和に使用した蒸留酒類の月ごとの数量を帳簿に記載する必要があります。

(例) 平成20年度の混和の事績は次のとおり。

- 平成20年6月2日に連続式蒸留しょうちゅう10リットルに梅の実と氷砂糖を加えた。
- 平成20年6月20日にブランデー10リットルにレモンと氷砂糖を加えた。
- 平成20年10月4日に単式蒸留しょうちゅう10リットルにかりんの実と氷砂糖を加えた。
- 平成20年10月30日に連続式蒸留しょうちゅう20リットルに柿の実を加えた。

【特例適用混和に係る記帳の例】

混和年月	数量 (ℓ)
平成20年6月	20
平成20年10月	30
平成20年度計	50

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。